

# 鳥取縣公報

昭和十八年四月三十日  
第千四百二十九號

金曜日

本書ノ大半サハ國定規格A5判

## 目次

○訓令	一頁
●鳥取縣豫算執行監查規程	一頁
○告示	二頁
●甘藷苗販賣價格改正	二頁
●体力検査施行者	三頁
●教會解散認可	四頁
●農林水産業資源調査員任免	四頁
●青年學校設置認可	九頁
●同 廢止認可	一〇頁
●氣腫痘豫防注射日割	三頁
○彙報	
●健民運動を展開	一三頁
●大東亞戰爭完遂簡易保險一億新加入運動	一五頁
●昭和十七年度國民貯蓄本縣增加成績	一七頁
●其の他	一七頁

## 訓令

### ◆鳥取縣訓令第九號

鳥取縣豫算執行監查規程左ノ通定ム

昭和十八年四月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣豫算執行監查規程

第一條 豫算ノ執行ハ別段ノ規定アルモノノ外本規程ニ依リ之ヲ監査ス

第二條 豫算執行監査ノ爲監査長、副監査長及監査員ヲ置

01007

ク  
 監査長ハ官房長、副監査長ハ庶務課長、監査員ハ知事ノ命ジタル官吏又ハ吏員ヲ以テ之ニ充ツ  
 第三條 監査長、副監査長及監査員ハ本廳各課及各解ニ於ケル豫算執行ノ狀況ヲ監査ス  
 第四條 豫算執行ノ監査ハ隨時必要ニ應ジ之ヲ行フ  
 第五條 監査スベキ事項ノ概目左ノ如シ  
 一 歳入ノ測定及徴收ノ狀況  
 二 歳出豫算執行ノ狀況  
 三 帳簿及證憑書類ノ整否  
 四 財産ノ取得管理及處分ノ當否  
 五 其ノ他必要ト認ムル事項  
 第六條 監査長、副監査長及監査員ハ前條監査ノ爲必要ナル帳簿書類ヲ檢閲シ其ノ必要ナル書類ノ提出ヲ求メ又ハ事業其ノ他施設ノ現狀ヲ查察スルコトヲ得  
 第七條 監査長、副監査長及監査員ハ監査ノ結果必要アルトキハ本廳各課長及各解長ヨリ辯明書ヲ徵スルコトヲ得  
 第八條 監査長、副監査長及監査員ハ監査ノ結果ヲ知

事ニ復命スベシ  
 附 則  
 本規程ハ昭和十八年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

◆鳥取縣告示第百三十八號  
 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル甘藷苗ノ最高販賣價格左ノ通指定ス  
 昭和十六年九月鳥取縣告示第七百四十二號(甘藷苗ノ最高販賣價格指定ノ件)ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年四月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

甘藷苗ノ最高販賣價格

01008

種 別	期 間	單 位	最 高 販 賣 價 格		
			特 長 節數 重量	上 長 節數 重量	並 長 節數 重量
甘 藷 苗	五月三十一日迄	一〇〇本	一尺以上 一節以上 四〇匁以上	八寸以上 一節以上 二五〇匁以上	六寸以上 一節以上 一〇〇匁以上
	六月一日以降	一〇〇本	七〇匁	五五匁	三五匁

一 本表價格ハ賣主最寄驛渡價格トシ荷造包裝費ヲ含ムモノトス  
 二 本表價格ハ本表規格ニ基キ産地市町村農會ノ檢査ヲ受ケ票箋ヲ貼付セルモノノ價格トシ本表規格ニ該當スルモ農會ノ檢査ヲ受ケザルモノノ價格ハ本表價格ノ三割下ゲトシ其ノ他ノモノハ本表六月一日以降ノ並ノ價格ノ半額トス  
 三 本表重量ハ檢査當時(檢査ヲ受ケザルモノハ引渡當時)ニ於ケル重量トシ病苗異品種ヲ混入セザルモノノ價格トス  
 四 取引ニ當リ錢位未滿ノ端數ヲ生ジタル場合ハ四捨五入スルモノトス

◆鳥取縣告示第百三十九號  
 國民體力法第五條第一項但書並ニ同法施行令第二條ノ規定ニ依リ昭和十八年度要檢査被管理者ノ體力檢査施行ヲ命ジタルモノノ左ノ如シ

昭和十八年四月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

事業場ノ名稱 所在 地 事業主又ハ管理人氏名  
 日本曹達株式會社米子製鋼所 米子市久米町一八二番地 瀬戸口 正 生

日本鑛業株式會社岩美鑛山 岩美郡小田村大字荒金七二四番地 古 館 源次郎  
 智頭木材統制株式會社 八頭郡智頭町大字智頭二、〇五二番地 安 東 哲次郎  
 明治機械製作所 東伯郡倉吉町大字明治町一、〇二二番地 齊 木 久 壽  
 米子造船所 米子市祇園町二丁目 坂 口 平兵衛

◆鳥取縣告示第二百四十號

左記教會ハ昭和十八年四月七日宗教團體法第十六條ノ規定ニ依ル設立認可ノ取消ニ因リテ解散シタリ

昭和十八年四月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取市元魚町一丁目三十番地  
米子市西町八十八番地

日本基督教團 日本基督教團鳥取新生教會  
日本基督教團 日本基督教團米子教會

◆鳥取縣告示第二百四十一號

農林水産業調査員タル資源調査員左ノ通任免セリ

昭和十八年四月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

新任者	解任者	職務執行區域	任免年月日
谷島 範次	門脇 陸郎	米子市	昭和十八年一月九日
勝部 辰八	柴田 萬壽躬	同	同

景山 清美	門脇 寬重	津ノ井村	同	三月十五日
西山 增美	山下 博	同	同	同
井殿 幸正	井殿 壽雄	同	同	同
山下 二郎	森 壽造	船岡村	同	四月一日
荻野 直政	前田 辰治	河原町	同	二月一日
谷本 重正	林 重義	八頭郡西郷村	同	三月十七日
中政 政三	窪田 勇太郎	同	同	四月一日
漆原 敏雄	渡邊 茂光	同	同	四月五日
田淵 時太郎	下田 清房	同	同	同
岡村 賜福	岡村 又市	佐治村	同	三月十五日
山村 爲次	藤原 晃	智頭町	同	同
福本 壽良	笹尾 國藏	同	同	同
尾崎 信人	大谷 隆一	同	同	同
岡本 美佐雄	林 義博	同	同	同
國岡 泰雄	國岡 濱吉	同	同	同
藤原 竹雄	藤原 兼藏	同	同	同
岸本 邦雄	田中 峰男	中私都村	同	三月十七日
森本 繁一	森本 喜代治	神戸村	同	三月十五日

01012

遠藤博美	繩川繁藏	岩岡春壽	足立定夫	福村繁次郎	古都繁宗	山中茂富	山根政勝	古川正助	齊木英則	金平晴治	中本信藏	財賀賢藏	山根博	市橋政義	佐伯康治	村岡輝	梅津勳
遠藤清三郎	八並定夫	岩本正巽	足立正壽	勝部辰八	森尾妙一	行本茂治	山根紋治	三國重康	坂本顯	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	米子市	溝口町	所子村	高麗村	日吉津村	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
					四月十日	三月三日	三月二十五日	三月十日	二月二十五日								四月一日

鳥取縣公報 第千四百二十九號

昭和十八年四月三十日

(第三種郵便物認可)

七

01011

山本正克	竹本正明	山本正輝	三谷一夫	尾上武友	政田幸雄	野坂幸美	吉岡永郎	中江龜次郎	生田良三	坂本龜壽	山本儀平	橫山萬壽治	北風武德	小椋定夫	保田定國	山本國義	前田定雄
山本正明	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
									一月十三日	四月四日			三月三日	三月五日	四月一日		二月十四日

鳥取縣公報 第千四百二十九號

昭和十八年四月三十日

(第三種郵便物認可)

六

口田計春	宮吉清春	同	同
大田三千年	古川正助	高麗村	同
上田隆雄	高虫虎吉	同	同
前田岩男	中村秀夫	日置谷村	同
中井重義	中井菊藏	東伯郡西郷村	同
坂口祐證	中田乙松	八東村	同
朝倉敏雄	朝倉熊次郎	同	同
宮本宏巳	枝木丈夫	大宮村	同
桂藤德太郎	桂藤美義	根雨町	同
奧谷保憲	奧谷虎藏	同	同

鳥取縣告示第百四十二號

農林水産業調査指導員タル資源調査員左ノ通任免セリ

昭和十八年四月三十日

鳥取縣知事 土肥米之

新任者	解任者	職務執行區域	任免年月日
岸本郁太郎	松本幸男	河原町	昭和十八年三月廿五日
小倉徳朗左衛門	竹村泰英	佐治村	同 一月十九日

鳥取縣告示第百四十三號

青年學校令ニ依リ左記私立青年學校ヲ設置シ昭和十八年四月ヨリ開校ノ件昭和十八年三月三十一日認可セリ

昭和十八年四月三十日

鳥取縣知事 土肥米之

守田武雄	渡邊貞美	氣高郡大和村	同	一月十五日
富山高雄	中原彌太郎	瑞穂村	同	四月一日
森田壽信	高野義雄	東郷組合村	同	
岡田靜雄	頼田豊市	賀野村	同	三月二十七日
山中民夫	岡田富夫	寶木村	同	三月二十二日
佐々木哲夫	塩村巖	鳥取市	同	四月一日

名 稱 位 置 設 置 者

鳥取縣米子市私立錦海女子青年學校 鳥取縣米子市旗ヶ崎五七八番地 日本レイヨン株式会社米子短纖維工場  
 鳥取縣鳥取市私立東邦青年學校 鳥取縣鳥取市立川町字丁目三番地 東邦工業所

鳥取縣告示第百四十四號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十八年四月ヨリ開校ノ件昭和十八年三月三十一日認可セリ

昭和十八年四月三十日

鳥取縣知事 土肥米之

01015

名	稱	位	置	設	置	者
鳥取縣東伯郡上小鴨村外二ヶ村學校組合立鴨川青年學校		東伯郡上小鴨村大字鴨河内一七四〇ノ一番地		東伯郡上小鴨村外二ヶ村學校組合		
鳥取縣氣高郡鹿野町外三ヶ村學校組合立青年學校城東實踐女學校		氣高郡鹿野町大字鹿野八九六番地		氣高郡鹿野町外三ヶ村學校組合		
鳥取縣氣高郡鹿野町外三ヶ村學校組合立城東青年學校		氣高郡鹿野町大字鹿野八九六番地		氣高郡鹿野町外三ヶ村學校組合		
鳥取縣八頭郡國中村外三ヶ村學校組合立中央青年學校		八頭郡國中村大字久能寺山土居六七三		八頭郡國中村外三ヶ村學校組合		
鳥取縣西伯郡渡村外五ヶ村學校組合立與亞實業專修學校		西伯郡渡村大字渡一四七〇番地		西伯郡渡村外五ヶ村學校組合		

◇鳥取縣告示第二百四十五號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十八年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十八年三月三十一日認可セリ  
昭和十八年四月三十日

名	稱	位	置	鳥取縣知事	土	肥	米	之	設	置	者
鳥取縣西伯郡大幡村	青年學校	鳥取縣西伯郡大幡國民學校ニ併設			西	伯	郡	大	幡	村	
鳥取縣氣高郡神戶村	青年學校	鳥取縣氣高郡神戶國民學校ニ併設			氣	高	郡	神	戶	村	
鳥取縣西伯郡渡實業專修學校		鳥取縣西伯郡渡國民學校ニ併設			西	伯	郡	渡	村		
鳥取縣西伯郡外江村	青年學校	鳥取縣西伯郡外江國民學校ニ併設			西	伯	郡	外	江	村	
鳥取縣西伯郡上道村	青年學校	鳥取縣西伯郡上道國民學校ニ併設			西	伯	郡	上	道	村	

01016

鳥取縣西伯郡餘子村	青年學校	鳥取縣西伯郡餘子國民學校ニ併設			西	伯	郡	餘	子	村	
鳥取縣西伯郡中濱村	青年學校	鳥取縣西伯郡中濱國民學校ニ併設			西	伯	郡	中	濱	村	
鳥取縣西伯郡大篠津村	青年學校	鳥取縣西伯郡大篠津國民學校ニ併設			西	伯	郡	大	篠	津	村
鳥取縣氣高郡豐實村	青年學校	鳥取縣氣高郡豐實青年學校ニ併設			氣	高	郡	豐	實	村	
鳥取縣氣高郡明治村	青年學校	鳥取縣氣高郡明治國民學校ニ併設			氣	高	郡	明	治	村	
鳥取縣八頭郡賀茂村	青年學校	鳥取縣八頭郡賀茂國民學校ニ併設			八	頭	郡	賀	茂	村	
鳥取縣氣高郡東郷村	青年學校	鳥取縣氣高郡東郷國民學校ニ併設			氣	高	郡	東	郷	村	
鳥取縣八頭郡國中村	青年學校	鳥取縣八頭郡中國國民學校ニ併設			八	頭	郡	國	中	村	
鳥取縣八頭郡濟美村	青年學校	鳥取縣八頭郡濟美國民學校ニ併設			八	頭	郡	大	伊	村	
鳥取縣八頭郡大江村	青年學校	鳥取縣八頭郡大江國民學校ニ併設			八	頭	郡	大	伊	村	
鳥取縣氣高郡小鷲河村	青年學校	鳥取縣氣高郡小鷲河國民學校ニ併設			氣	高	郡	小	鷲	河	村
鳥取縣氣高郡逢坂村	青年學校	鳥取縣氣高郡逢坂國民學校ニ併設			氣	高	郡	逢	坂	村	
鳥取縣西伯郡春日村	青年學校	鳥取縣西伯郡春日國民學校ニ併設			西	伯	郡	春	日	村	
鳥取縣氣高郡勝谷村	青年學校	鳥取縣氣高郡勝谷國民學校ニ併設			氣	高	郡	勝	谷	村	
鳥取縣氣高郡美穗村	青年學校	鳥取縣氣高郡美穗國民學校ニ併設			氣	高	郡	美	穗	村	

◇鳥取縣告示第二百四十六號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十八年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十八年三月三十一日認可セリ  
昭和十八年四月三十日

01017

鳥取縣知事 土 肥 米 之  
 置 設 置 者

鳥取縣西伯郡東長田國民學校ニ併設 西伯郡東長田村  
 鳥取縣西伯郡天津村女子青年學校ニ併設 西伯郡天津村  
 鳥取縣西伯郡上長田國民學校ニ併設 西伯郡上長田村  
 鳥取縣西伯郡大國國民學校ニ併設 西伯郡大國村  
 鳥取縣西伯郡法勝寺國民學校ニ併設 西伯郡法勝寺村

鳥取縣告示第百四十七號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ左ノ區域内ニ於テ飼養スル  
 生後三ヶ月以上ノ畜牛ニ對シ氣腫痘豫防液ノ注射ヲ施行ス  
 依ツテ右畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ指定ノ日時及場所ニ牽  
 付注射ヲ受クベシ

昭和十八年四月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

注射月日	注射區域	注射場所	牽付時刻
五月五日 六月六日	日野郡石見村一圓	石見村	午前九時迄

五月五日	同	神奈川村一圓	神奈川村	同
五月六日	同	多里村一圓	多里村	同
五月八日	同	福榮村一圓	福榮村	同
五月九日	同	日野上村一圓	日野上村	同
五月九日	同	山上村一圓	山上村	同
五月十一日	同	岩美郡宇倍野村一圓	宇倍野村	同
五月十二日	同	同	同	同

01016

彙報

健民運動を展開

五月一日より十日間

大東亞戰爭完遂と大東亞共榮圈の建設に邁進するために  
 は強靱なる心身の保持と質實剛健なる生活体制の確立と、  
 而して之を基底とした皇國民族の量的質的増強とが絶對的  
 要件である。

依つて縣では之が認識の徹底を圖ると共に之を基本とし  
 て國民的實踐にまで推し進めるため、五月一日より十日ま  
 での十日間に亘つて『健民運動』を展開することゝなつた  
 實施要項は次の通りである。

- ◆皇國民族精神の昂揚
  - 一、各戸午前六時を期し家庭朝禮を神前に於て行ひ家長よ  
 り訓話すること
  - 二、町村又は郡市等の單位に於て勤皇護國烈士先覺者の顯

彰講演會又は慰靈祭を行ふこと  
 三、會社、工場等に於ては五月一日令旨の奉讀式を行ひ御  
 懿旨の徹底並に健民運動の趣旨に關し代表者より訓話す  
 ること

四、集合の際皇國民の誓、決戦生活訓の齊唱をすること  
 五、家畜飼料の必要な農家にあつても米穀搗精規則に準じ  
 法定精米の供食實踐をすること

六、各戸に於て空閑地其の他に大豆、胡麻、馬鈴薯等貯藏  
 可能食糧を栽培し食糧の自給体制確立に寄與すること

◆出生増加と結婚の奨勵  
 一、適齡結婚及び健康結婚を積極的に奨勵すること  
 二、女子を雇傭する者は結婚を阻害するが如き雇傭條件を  
 緩和又は改善すること  
 三、結婚費用の徹底的軽減を圖ると共に會社、工場等に於  
 ては結婚費の貸付制度を設ける等結婚行事の改善に努め  
 ること

◆母子保健の徹底  
 一、都市に於ける女子勤勞奉仕隊の動員協力を受け母性の

01019

過勞防止の方途を講ずること

二、農村に於ては共同炊事、季節保育所、托兒所開設懇談會等を行ふこと

三、女子を使用する會社、工場に於ては市郡醫師會支部及び關係醫師と協調して健康診断を行ひ母性保護指導に當ること

四、市町村に於ては本期間中醫師其の他と連絡の上赤ン坊審査會を開催し表彰すると共に育児狀況を調査し一般に周知せしめること

五、高等女學校、女子青年學校、女子を雇傭する工場又は婦人團體に於ては育児知識及び愛育思想の普及を圖るため期間中適當な日を選んで講演會を開催すること

◆國民心身の鍊成

一、全國武德祭が五月五日執行されるので、各支部、町村其の他職域に於ても武道大會、相撲大會(又は武道懇談會、講演會)等を行ふこと

二、五月九日名和神社奉納武道大會が武德會縣支部並に米子支所、名和神社の共同主催に依つて行はれるので之に

呼應して各學校等舉つて參加すること

三、名和公精神昂揚行軍大會を五月八日船上山より名和神社まで各青年學校生徒及び各中等學校生徒の行軍實施

四、第九回大日本体操大會鳥取縣大會が鳥取、米子、倉吉を中心とする中等學校、青年學校、國民學校、會社、工場及び一般を對象として五月九日實施されるので其の他の學校、團體に於ても之に呼應して實施すること

五、ラヂオ体操を町内會、部落會に於て實施すること

六、開墾、土地改良、耕耘、麥刈、摘桑、草刈、除草、堆肥の造成又は收穫、肥料の運搬、製炭の作業を選択し集團勤勞作業を實施すること。學校、工場では學徒従業員

の健康狀態を考慮し、勤勞作業に依り休閑地を活用して栽培耕作を行ふこと

七、本期間を契機として冷水摩擦又は乾布摩擦等を始め永續實行するやう努めること

◆結核の豫防撲滅  
一、令旨の奉讀式を行ひ御謄旨の徹底を期する  
二、結核豫防に關するポスターを掲出し、勤勞者及び一般

01020

民の豫防知識の普及に努める

三、昨年度結核檢診の結果要注意者として決定せるものを二泊三日程度保養所に集團入所せしめ、結核知識の普及を圖ると共に精神生活指導を行ふ

四、春季大掃除を町内會、部落會等申合せの上徹底的に行ふこと

五、妊婦及び早流死産の癖のある者は専門醫の診断を受けること

◆其の他

從來行つて來たムシバ豫防、近視、トラホーム豫防等の運動も健民運動の一環として行ふこと。

大東亞戰爭完勝

簡易保險 一億新加入運動

^^購買力吸収と保險保護^^  
^^鐵壁の銃後建設に邁進^^

今や大東亞戰爭の決戦期に際會し、國民は愈々必勝の信念を固めて戦時生活の増強に挺身すると共に、萬難を排し

て二百七十億貯蓄の達成に邁進せねばならぬ。この戰時貯蓄は言ふまでもなく民間の浮動購買力の普遍吸収と資金の長期固定化とを要請とするのであるが、簡易保險制度はよくこの目的に適合するばかりでなく、國民が各自の經濟的能力に應じて國民生活安定の連帶的組織を結成し、鐵壁の銃後を建設する上に缺くべからざる制度である。

依つて昨年實施した「大東亞戰爭完勝簡易保險一億新加入運動」を本年度も展開して本制度の徹底普及を圖り、以て決戦下に於ける國民貯蓄目標の達成と搖ぎなき銃後の建設を期することとなつた。運動の主体は逓信省、内務省並に大政翼賛會の三者であつて、實施は逓信局及び地方廳、大政翼賛會府縣支部が之に當ることとなつてゐて、時期は五月中とし、爾後逓信省に於て引續き實施するのである。

本運動は前にもいふ如く國民各層に彌蔓する浮動購買力を簡易保險を通じて繼續的且つ普遍的に吸収し、之が長期固定資金化を圖ると共に、國民大衆に對する保險保護の確立を期して銃後の建設を促進しようとするものであつて、縣に於ては中央に於ける施設に順應して各種施設を實施し



01021

各種團體と密接なる連絡協調をとつてこれに當り、市町村に於ては市町村當局、大政翼賛會市町村支部、並に翼賛會傘下にある各種團體地方支部と協力の下に、郵便局の活動に依つて夫々その組織を通じて運動目的の達成に努めるところとなつてゐる。以下實施事項を記すと次の如くである。關係方面の運動協力並に一般縣民各位の率先加入を切望する。

一、逓信局及び縣並に大政翼賛會縣支部等に於て實施すべき事項

イ、逓信局及び縣、大政翼賛會縣支部並に大日本婦人會、産業報國會、商業報國會、翼賛壯年團、大日本青少年團、勞務報國會、農業報國聯盟、海運報國團等の各支部は夫々管下に對し本運動を強力に實施協力方通牒又は指令を發すること  
ロ、協議會又は懇談會、座談會、講演會等を左に依り開催すること

- 一、大日本婦人會都市別協議會
- 一、産業報國會支部別並に業主別懇談會

一、縣側の貯蓄指導員會議又は貯蓄推進員會議  
ハ、地方新聞及び縣並に各種團體發行の機關紙に本運動の記事を掲載すること

ニ、常會説明資料並に常會回覽用趣意書作成  
ホ、ポスター、壁新聞の調製

ヘ、地方放送  
講演 逓信局長  
縣知事

其他 報道及び解説の放送

ト、加入優良町内會、部落會の顯彰

二、郵便局及び市町村並に大政翼賛會市町村支部等に於て實施すべき事項  
イ、本運動の實踐に當り、郵便局は豫め市町村、大政翼賛會市町村支部と充分協議の上、募集計畫並に實行方法を決定し活動を展開すること

ロ、本運動は五月の常會徹底事項に決定してゐるので、常會を通じて本運動の趣旨徹底を圖り、全縣民が最高千圓まで加入方申合するやう斡旋すること

01022

尙五月の大詔奉戴日の實踐事項として加入の促進に努めること

ハ、本運動の趣意書を市町村を通じて町内會、部落會、隣組に配布し回覽せしめること

ニ、懸垂布、立看板を調製掲出すること

ホ、本運動に關する講演會、映畫會又は懇談會等を開催する場合には、右三者が主催者として参加し斡旋すること

ヘ、地方警察署、學校、共の他各種團體(日婦、産報、商報、勞報、農報、海運、翼壯、青少年團、宗教團體)等の指導機關々係者に對し、本運動の協力を求めて實効を擧げるやう努めること

### 昭和十七年度

#### 國民貯蓄本縣增加成績

目標額突破一割三分四厘  
愈奮勵二百七十億達成へ

昭和十七年度の國の貯蓄増加目標額は衆知の如く二百三

十億圓、内本縣割當額七千萬圓であつた。一億國民の熱烈なる決意と懸命の努力に依つて國の目標額突破が確實となつて居るが、今本縣の實績を見ると既に二月末に於て七千二百七十萬圓の成績を收め、三月中の六百六十二萬八千圓を加へて、結局十七年度本縣國民貯蓄増加額は七千九百三十六萬五千七百十六圓といふ好成绩を擧げるに至つた。之れ偏に本運動に對する五十萬縣民の絶大なる協力に依るものであつて、各位の熱誠に對し深く感謝する次第である。こゝにこの昭和十七年度本縣貯蓄額を貯蓄先別に記すと次の通りである。

區分	昭和十七年度増加高
金融機關預金	三七、九七七、八八六圓
郵便貯金	一三、六四〇、六五二
計	五一、六一八、五三八
一、小	二、八二九、一七〇
簡易生命保險	一、四〇七、三二二
郵便年金	一、四〇七、三二二
生命保險	一五、六四八、〇〇〇
郵便局賣出國債及債券	八、四八九、六三一

- 二、小 計 一八、三七四、一一三
- 三、右以外ノ有價證券 九、三七三、〇六五
- 合 計 七九、三六五、七一六

(目標額ニ對スル増加割合一三、四%)

昭和十六年度成績 六〇、三一八、九一八

(目標額ニ對スル増加割合一〇〇、五三%)

昭和十六年度對比増減 一九、〇四六、七九八

さて次の昭和十八年度の目標額は國に於て二百七十億圓、本縣目標額は八千萬圓と決定せられ、此のうち國債五百六十萬圓、債券三百四十萬圓、計九百萬圓の直接消化額が割當てられてゐる。依つてこの目標額達成の爲には既に郡市及び町村の貯蓄目標割當を行ひ、續いて各市町村に於ても部落會、町内會、更に隣保班、個人等それ々引受額を定め、又各職域、産業団体、高額所得者、預金者、其他の組合別等目標額についても着々決定して實行に移されつゝあることと思ふのであるが、斷じて勝たねばならぬ此の戰爭殊に重大決戦の年たる昭和十八年の貯蓄戦に於ても前年度以上の好成績を収めるやう、各位の協力を切に要望する次

第である。

◎傳染病患死者旬報 (四月上旬。印ハ疫病)

年 月 計	日 野 郡	西 伯 郡	東 伯 郡	氣 高 郡	八 頭 郡	岩 美 郡	米 子 市	鳥 取 市	赤 痢		腸 炎		パ ラ チ		痘 瘡		熱 猩 紅		チ フ テ		流 行 性 腦 脊 髓 膜炎	
									者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死
五 八									者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死
〇 三									者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死
二 五	二	二	一	一					者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死
三									者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死
一									者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死
一									者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死
五	二	二						二	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死
六	四	四	二	一					者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死
二	一	一							者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死
一	一	一							者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死	者 患	者 死

昭和十八年四月三十日印刷  
昭和十八年四月三十日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町取  
印刷所 鳥取縣鳥取市吉方町田印刷所